

自転車運転者講習の対象となる危険行為

1	信号の指示を無視すること
2	道路標識などで通行禁止されている場所を通ること
3	歩道を徐行せずに通ること
4	自転車専用レーンの枠外を通ること
5	歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
6	閉じようとしている又は閉じている踏切内への立ち入り
7	交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
8	交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
9	右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
10	一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
11	歩道で歩行者の通行を妨げること
12	ブレーキが利かない又は壊れた自転車の運転
13	お酒を飲んでの自転車運転
14	前方不注意などのさまざまな行為

